



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*55 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課) 1

○ 告示

- 511 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (危機管理消防課) 2
- 512 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 3
- 513 " (") 3
- 514 和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託 (令和7年度から令和9年度まで) に係る
一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (医務課) 3
- 515 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 6
- 516 紀の川左岸土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課) 8
- 517 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (") 9
- 518 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 9
- 519 道路の供用開始 (道路保全課) 10
- 520 " (") 10
- 521 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 10
- 522 土砂災害警戒区域の指定 (") 10
- 523 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 11

○ 公告

入札公告 (医務課) 11

規 則

和歌山県規則第55号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則 (昭和46年和歌山県規則第1号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式 (設計説明書 (その1)) 中 「 宅地造成等規制区域 内外 」 を 「 ウ 宅地造成等
工事規制区域
エ 特定盛土等
規制区域 」 に改め、

同様式 (設計説明書 (その1)) 注3中「地域地区欄」を「地域地区等欄」に、「市街化区域、市街化調整区域及び宅地造成等規制区域のうち当該土地の」を「当該土地が」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第511号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
和歌山	1	令和7年10月2日（木）	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	3	令和7年10月2日（木）	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和7年10月21日（火）	午前9時30分から	同上	同上
	1	令和7年10月21日（火）	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和7年11月6日（木）	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和7年11月6日（木）	午後1時30分から	同上	同上
有 田	1	令和7年10月7日（火）	午後1時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
	2	令和7年10月9日（木）	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和7年10月9日（木）	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	令和7年10月16日（木）	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	令和7年10月16日（木）	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	令和7年10月28日（火）	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441番地8
	3	令和7年10月28日（火）	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙5,300円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和7年8月18日（月）から同月22日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域づくり部（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会又は和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
保険調剤薬局トーワ	和歌山市北中島一丁目5番7号	竹内光	令和7.4.1
保険調剤薬局トーワ加納店	和歌山市加納248-4	市川裕太	令和7.4.1
保険調剤薬局トーワ和田店	和歌山市和田1202-10	赤平健一	令和7.4.1

和歌山県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
合同会社Be Yourself	伊都郡かつらぎ町大字笠田東4番地の2 ヴィラミュージズⅡA-203号	訪問看護ステーションポラリス	令和7.7.1

和歌山県告示第514号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和7年度から令和9年度まで）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する調達業務の名称及び契約期間

(1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託（令和7年度から令和9年度まで）

(2) 契約期間

令和7年10月1日（水）から令和9年9月30日（木）までの2年間とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (8) 入札公告の日から過去5か年の間に、国又は地方公共団体から1,000㎡以上の建築物に係る清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5か年の間に、病床数150床以上の病院から病院の清掃業務（病室清掃を含む業務に限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (10) 次のアからウまでに掲げる有資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数の常勤の職員を配置することが可能であると認められる者であること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 1名以上
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条第1項に規定する技能士（技能検定の職種がビルクリーニングである者に限る。） 2名以上（うち1名は1級、それ以外のものは1級又は2級であること。）
 - ウ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する病院清掃受託責任者講習の修了証書の交付を受け、その有効期間が満了していない者 1名以上

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）及び（9）の要件を満たしていることを証する書類の写し

コ 2の（10）の配置可能な職員が2の（10）アからウまでの有資格者であることを証する書類の写し及び常勤であることを確認できる資料

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 誓約書

(2) (1) のアからエまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年6月24日（火）から同年7月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）からダウンロードすることができる。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）1建築物の保守管理（小分類）1建築物清掃」に記載されている者は、当該名簿に記載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年6月24日（火）午前9時から同年7月1日（火）午後5時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) に掲げる質問に対する回答は、令和7年7月8日（火）午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム（<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年6月27日（金）から同年7月10日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
和歌山県有田郡有田川町庄31番地
郵便番号 643-0811
電話番号 0737-52-3221
ファクシミリ番号 0737-52-5571
電子メールアドレス e0501121@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和7年7月18日（金）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年7月25日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和7年7月31日（木）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第515号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 試験実施職種

別表に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

3 試験日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月27日（土）午後3時から
- (2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3階 第1会議室、第2会議室及び第3会議室
和歌山市北出島一丁目5番47号
電話番号 073-425-3335

4 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

(イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

- (2) (1) の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類 (運転免許証の写し等)

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票 (控) に貼付すること。)

オ 85円郵便切手 1枚 (受験票の所定の欄に貼付)

カ 受験資格を証する書面 (修了証明書、実務経験証明書等)

キ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

(2) 受験手数料

3,100円 (和歌山県証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。)

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

令和7年8月4日 (月) から同月22日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで (郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和7年8月22日 (金) までの消印があるものを有効とする。)

(4) 書類の提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課 (以下「労働政策課」という。)

和歌山市小松原通一丁目1番地 (郵便番号 640-8585)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

7 合格発表

令和7年10月10日 (金) に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

8 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域づくり部地域づくり課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会にて交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手180円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課 (電話番号 073-441-2802) に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科

溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レーザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年6月24日

就任した役員 (令和7年3月25日就任)

職名	氏 名	住 所
理事	嶋本節子	和歌山市有本398番地25
理事	宮永紀実	和歌山市岩橋79番地2

和歌山県告示第517号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第518号

令和7年和歌山県告示第370号 (以下「告示第370号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

前岡久量
前岡一之助
東平岩太郎
太田美鈴
東芝弘樹
東芝直治
東芝立
田中光國
松浦美智子
森脇邦治
森晃
前岡福松
前地嘉右衛門
向井梅松
津田保吉
中前福松
芝明長
蘆野馬吉
田中定之助
井本吉松
岩上吉松
東芝典子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第370号のとおり

和歌山県告示第519号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 橋本市学文路字福塚237番1地先から同市学文路字福塚200番3地先まで

供用開始の期日 令和7年6月24日

和歌山県告示第520号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 二見御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市隅田町山内字三本松1660番1地先から同市隅田町山内字三本松1686番地先まで

供用開始の期日 令和7年6月24日

和歌山県告示第521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年5月25日付け和歌山県告示第615号及び令和2年8月18日付け和歌山県告示第1108号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
栗栖川上芝1（6-402-1-010）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年6月24日

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域の名称

栗栖川上芝1 (6-402-1-010)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

富田川左支溪(6-404-1-901)、岡川左支溪(6-404-1-902)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和7年度から令和9年度まで)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和7年6月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称

和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和7年度から令和9年度まで)

(2) 調達業務の内容

和歌山県立こころの医療センターの清掃業務を実施する。

その他の内容は、仕様書による。

(3) 契約期間

令和7年10月1日(水)から令和9年9月30日(木)までの2年間とする。ただし、本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第514号に規定する和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託(令和7年度から令和9年度まで)に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
和歌山県有田郡有田川町庄31番地

(2) 期間

令和7年6月24日(火)から同年8月5日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム(<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>)から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年6月24日(火)午前9時から同年7月1日(火)午後5時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して、書面等(電子メール及びファクシミリを含む。)により行うこと。

(4) (3)の質問に対する回答は令和7年7月8日(火)午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム(<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>)に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県立こころの医療センター B会議室(診療管理棟 2階)
和歌山県有田郡有田川町庄31番地

イ 入札日時

令和7年8月6日(水)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを提出すること。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通

知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年8月5日（火）午後5時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の（5）による再度の入札にあっては、この限りでない。
- (4) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札場所に

出席していない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

電子メールアドレス e0501121@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Cleaning service of Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 6 August 2025 (Deadline for bids submitted by mail 5:00 p.m. 5 August 2025)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida District , Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

e-mail e0501121@pref.wakayama.lg.jp